

第4回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会

令和6年9月10日（火）14時00分～
県庁北庁舎2階危機管理センター「プレスルーム」

1 開会

事務局：災害対策課 渡邊主幹

定刻となりましたので、ただいまから第4回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会を開催いたします。本日の司会進行を務めます福島県災害対策課の渡邊です。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席者について報告いたします。本日は出席者名簿のとおり、12名の委員のうち、篠原委員を除く11名の委員の皆様に御参加いただいております。北村委員におかれましては、オンラインでの御参加となります。次第に基づき進行してまいりますので、皆様の御協力をお願いします。

2 議事

事務局：災害対策課 渡邊主幹

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の運営については、設置要綱第4条第1項の規定により、武田委員長に議長をお願いしたいと思います。

議長：武田委員長

次第に従いまして進行いたします。福島県防災基本条例（仮称）について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：災害対策課 佐久間課長

災害対策課長の佐久間です。本日もよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

条例文素案の説明資料として資料1から3を準備いたしました。本日の説明は前回からの変更点を中心に説明させていただきたいと思っております。資料1をご覧ください。条例の構成イメージ図の案を示させていただいております。各主体の取組に加除・修正はございますが、構成については大きな変更はございません。

続きまして、資料2のほうをご覧ください。条例文の素案でございます。本日は、主な加除・修正箇所について説明させていただきます。

初めに1ページ、「目次」をご覧ください。第2章「各主体の取組」のところに節の名称を追加記載し、より分かりやすい記載としております。

続きまして、4ページをお開きください。「第2条 定義」の「第9号 防災ボランティア」をご覧ください。先回の検討会の中で「防災ボランティアよりも、災害ボランティアが一般的なのではないか。」という御意見を頂きました。「防災ボランティア」、「災害ボランティア」の両方の表現があることは我々も認識しておりますが、国の防災基本計画において、「防災ボランティア」という表現が使われておりましたので、今回は防災ボランティアという表現にしております。また、条例を分かりやすくするという観点におきまして、「第10号 災害ボランティアセンター」、「第16号 災害伝承施設等」の定義を追加いたしました。

8ページをお開きください。県民の取組の「第15号 防災知識の習得等」をご覧ください。前回の素案では、第3号に「防災に関する研修会への参加」を規定しておりました。しかしながら、第1号・2号に防災知識等の習得が規定されており、内容が重複することから削除いたしました。

9ページをお開きください。「第18条 住宅の耐震化等」第4号に感震ブレーカーに関する規定でございます。前回の素案では第3号に感震ブレーカーの規定を含めて規定させていただいておりましたが、第4号として独立して規定いたしました。理由としては、感震ブレーカーの設置は、県民にとって地震による電気火災の発生防止に大きく寄与することが期待できるためでございます。一方、事業者につきましては、非常用電源の確保が重視されていることから、感震ブレーカーの規定を設けておりません。

次に、「第20条 災害発生時の行動」をご覧ください。前回の検討会の中で、「災害直後の自助の規定があってもいいのではないか。発災時に各自が命を守る行動をとるといような規定もあっていいのではないか。」との御意見がありました。我々も発災直後の行動に関する規定が重要であると考え、新たに追加いたしました。

「第21条 避難所での行動」の第2項をご覧ください。避難所生活において、避難者同士のお互いの人権を尊重することの重要性を鑑みまして、その旨の記載を追加させていただいております。

「第27条 建物の耐震化等」の第4号をご覧ください。前回、「非常用電源の確保のために必要な蓄電池等の具体的な手段について記載をしてはどうか。」という御意見を頂きました。非常用電源を確保する手段というものは様々あるという認識をしております。具体的な記載は控えております。併せて「非常用電源等の防災設備の使用法の教育について規定してはどうか。」という御意見も頂いておりますが、こちらにつきましては、「第28条 従業員への防災教育」に含まれるものと整理し、新たな条文の追加はしておりません。

12ページをお開きください。自主防災組織等の取組の「第35条 地区防災計画の作成」の第2項をご覧ください。地区防災計画の作成に当たりましては、地域の特性や状況により関わる機関が様々であることから、表現を「市町村その他関係機関」

という表現に修正させていただいております。この修正に伴い、消防団及び社会福祉協議会の取組から、地区防災計画作成への参加に関する規定を削除させていただいております。

続きまして、「第36条 避難誘導」をご覧ください。先回の検討会の中で、「防災士には住民の避難誘導の規定があるが、自主防災組織等には規定が無いので、規定が必要なのではないか。」という御意見を頂いております。避難誘導は地域で助け合う活動の1つと考え、新たに追加させていただいております。

続きまして、防災士の取組の「第42条 避難所の運営支援」をご覧ください。新たに追加した条文であります。前回までは「第41条 避難誘導等」に含まれていた内容であります。「避難所の運営支援については、避難誘導等の条項に馴染まないため、別の条項にしてはどうか。」との御意見を反映し、避難所運営の支援の部分を抜き出して規定したところでございます。

続きまして、社会福祉協議会の取組の規定をご覧ください。第47条、48条、50条につきましては、防災の取組について日頃からの社会福祉協議会の行動を踏まえるとともに、平常時からの連携が重要であることから、新たに追加した規定です。また、第49条につきましては前回からの素案の規定内容に連携先に関する記載を追加いたしました。

続きまして、市町村の取組の「第58条 災害予防対策」の第4号をご覧ください。前回の検討会において、「市町村は指定福祉避難所の指定を“促進”ではなく“推進”する立場では。」との御意見を頂いております。また、平常時からの事業者、社会福祉協議会等との連携を図ることが重要であることから、第5号を新たに追加いたしました。また、県の取組の「第62条 災害予防対策」第4号にも同様に規定を追加しております。

市町村の取組の「第60条 復旧・復興対策」の第2項をご覧ください。前回の検討会で「市町村と県の連携先に“非営利支援団体”が抜けているのではないか。」との御意見を頂き、追加したところでございます。また、19ページの県の取組の「第65条 復旧・復興対策」につきましても、県の連携先として非営利支援団体を追加させていただいております。

続きまして、県の取組の「第62条 災害予防対策」の第2号をご覧ください。こちらにつきましては充実強化の対象として、地域防災力の中核である消防団を追加しております。

次に、第3号をご覧ください。「県の取組として指定福祉避難所の指定の促進の規定が必要では。」との御意見を頂きました。国の通知においても促進について言及されていることから、追加いたしました。

最後に18ページ、県の取組「第63条 地域防災サポーター等と関係機関の連携」についてですが、この条項につきましては2つ御意見を頂きました。1つ目は、防災

士の取組への地域防災サポーターの規定の必要性についてです。県内の防災士全員が地域防災サポーターになるということを想定していないため、防災士の取組への記載は控えております。2つ目は、「限られた防災士のみとなる地域防災サポーターではなく、防災士と県等の連携の規定にしてはどうか。」という御意見を頂いております。「地域防災サポーター登録制度」は、本年度からの私どもが推進している取組であることから、規定を残しております。また、防災士と県等の連携につきましては、重要でございますので規定をさせていただきました。資料2の説明につきましては以上でございます。

最後に資料3のほうをご覧いただきたいと思います。前回の検討委員会にて頂いた御意見で関連する条項が無かったものが番号11です。「市町村の登録防災士制度について本条例に組み込めないか」という御意見を頂いておりますが、現時点で防災士の登録制度がある市町村に限りがございます、まだ一般的でないことから本条例の規定を見送らせていただいたところでございます。

以上、前回からの追加点、変更点を中心に御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

議長：武田委員長

はい、ありがとうございました。福島県防災基本条例の素案につきまして、事務局から説明をいただきました。御意見・御質問があれば発言願います。

浜崎委員

第36条に自主防災組織の避難誘導について規定していただき、ありがとうございました。併せて防災士の取組「第41条 避難誘導等」に規定されているように「地域住民の安全確認及び応急手当を行うこと」についても自主防災組織が主体的に取り組む事項の1つだと思いますので、第36条に規定していただければと思います。

議長：武田委員長

はい。事務局、回答してください。

事務局：災害対策課 佐久間課長

はい。御意見ありがとうございます。

確かに御意見のとおり部分もあるかと思っております。ただし、自主防災組織に応急手当まで求めることが出来る地域がある一方、そこまでの技術力がない地域もあるのではないかと思いますので、規定の追加は難しいと事務局では考えております。

浜崎委員

地域住民の安全・安否の確認は我々にとっても大きな課題として認識し、取り組んでいます。確かに応急手当となると、それなりに技術を持ってということが前提になるかと思いますが、せめて地域住民の安全・安否の確認という内容で追加させていただければと思います。

議長：武田委員長

はい。第36条の2行目に「自らの生命、身体の安全を確保した上で」とありますが、地域住民を対象とした安全確保の規定を追加できないかという趣旨だと思います。事務局どうですか。

事務局：災害対策課 佐久間課長

はい。安全確保という面では、自主防災組織等の達成する目的に含まれるものだと思います。規定の書きぶりを検討しつつ、追加の方向で整理させていただきたいと思います。

浜崎委員

ありがとうございます。

議長：武田委員長

事務局で調整、お願いします。他に御意見・御質問ございませんでしょうか。

浜崎委員

学校等の管理者の取組である「第54条 防災教育等の実施」の第2号に「自主防災組織等、消防団等と連携した防災の取組を実施すること。」とあります。具体的にどういことを想定すればいいのか教えてください。

議長：武田委員長

はい。事務局お願いします。

事務局：災害対策課 佐久間課長

はい。ありがとうございます。一般的な防災教育だけではなくて、その地域の特性を生かした防災教育が重要になります。自分の身の守り方といった基本的な知識の習得と自主防災組織や消防団、町内会のような地域コミュニティと連携した防災教育が重要だと考えております。地域特性にあったリスクを学ぶこと及び避難仕方といったそのリスクから自分の身を守る方法を学ぶことが児童生徒等にとっては非常に大事なことかと

思っております、そのような趣旨で規定しております。

浜崎委員

ありがとうございます。分かりました。我々も積極的に情報の共有等に努めたほうが良いということですね。はい。ありがとうございます。

議長：武田委員長

ありがとうございます。具体的な取組としては様々考えられると思います。幾つかだけを挙げるとかえって取組が限定されてしまうことになる可能性がありますので、現在の規定の方が主旨を踏まえつつその時代に合った内容で取り組んでいただくことができるかなと思います。

その他、御意見・御質問ございますか。これまでもいろいろと御意見を頂いて、できるだけ皆様方の意見を反映した形で案を事務局に作成してもらいました。そういった意味では、我々みんなで作りに上げてきた案のように感じております。御意見・御質問ございませんでしょうか。事務局から何かありますか。

事務局：災害対策課 佐久間課長

素案につきましては、今ほどの内容にて整理させていただきたいと思っております。次に条例の名称について御説明させていただきます。これまで本検討委員会では「福島県防災基本条例（仮称）」ということで議論を進めて参りました。改めてになりますが、“（仮称）”を取り条例の名称を「福島県防災基本条例」として、施行に向けて進めていきたいと考えております。

議長：武田委員長

条例の名称について説明がありました。御意見、御質問があればお願いいたします。

議長：武田委員長

特に異存はございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

議長：武田委員長

「福島県防災基本条例」で施行に向け進めてください。その他、事務局からございますか。

事務局：災害対策課 佐久間課長

資料4を用いて、御説明させていただきたいと思います。この検討会については、今年の3月から今日まで4回の検討委員会を実施し、皆様の御協力いただきながら条例の骨子から始まり今は素案を検討させていただいております。

今後、県の法規審査担当課と施行に向けた調整を進めつつ、10月下旬頃に県の福島県の防災会議に条例の案を示させていただきまして防災関係機関等からの御意見を伺いたいと思っております。その後、11月の中旬頃には、県民を初めとする幅広い方々の御意見を伺うことを目的としたパブリックコメントを約1か月程度の期間で実施予定です。以上の内容を踏まえつつ、2月県議会にて条例案として上程したいと考えております。上程までには、個人や様々な機関から御意見を頂くと思われれます。その意見につきましても、全体的に見て必要な調整については、武田委員長と私ども事務局に一任させていただきたいと勝手ながら思っておりますが、委員の皆様御意見を伺いたく思います。以上です。

議長：武田委員長

ただいま事務局から説明ありましたように今後の素案の調整について、御意見・御質問があればお願いいたします。

(挙手者なし)

それでは、先ほど事務局から話があったとおり、今後の必要な調整につきましては、私と事務局に一任をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

各委員

よろしくお願いたします。

議長：武田委員長

その他事務局からございますか。

事務局：災害対策課 佐久間課長

特にございません。

議長：武田委員長

オンライン参加の北村委員は特に御意見・御質問ございませんでしょうか。

北村委員

特にありません。

議長：武田委員長

小松委員どうぞ。

小松委員

資料4の今後のスケジュールについてです。令和7年3月頃「県地域防災計画に条例を位置づけ」とありますが、どの程度この条例の内容を反映するのかというのをお聞きしたいです。地域防災計画においてこの防災基本条例は「基本的な考え」という位置づけだけなのか、今回条例に盛り込んだ様々な主体の取組、それらを全て地域防災計画に反映しようとするのかについて確認させていただきたい。

議長：武田委員長

事務局、説明してください。

事務局：災害対策課 佐久間課長

はい。御質問ありがとうございます。

今回、この条例は「理念条例」という位置づけで進めさせていただいております。制定するに当たり、地域防災計画にも記載のないそれぞれの主体の取組を「文字」として規定しております。どちらが上位・下位ではなく、それぞれが補完するような、並立するような形で位置づけたいと思っております。その旨を防災会議にお諮りしたいというふうに考えております。以上でございます。

小松委員

地域防災計画に今回の条例の内容を反映するという事で承知しました。

議長：武田委員長

はい、ありがとうございます。その他、何かございますか。よろしいですか。北村委員、何かございますか。

北村委員

パブリックコメントでの意見を反映させる可能性はありますか。

議長：武田委員長

パブリックコメントでの意見の反映についての御質問です。事務局、回答してください。

事務局：災害対策課 佐久間課長

はい。ありがとうございます。

パブリックコメントにつきましても、委員の皆様から出ている意見と同じような取扱いにはなっていくとは思いますが、まず、形式的に申し上げると、まとめて御回答することはございません。一問一答のような形でそれぞれ対応させていただきたいと思えます。いただいた意見については、内容により反映する可能性があります。

議長：武田委員長

はい。北村委員よろしいでしょうか。

北村委員

ありがとうございました。

議長：武田委員長

その他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日御欠席の篠原委員にも今日の議論の内容を共有し、御意見を伺ってください。続きまして、今後のスケジュールですね、先ほど事務局から説明がありましたが、改めて事務局から今後のスケジュールを説明してください。

3 その他

事務局：災害対策課 渡邊主幹

それでは次第の「3 その他」に移らせていただきます。資料4をご覧ください。先ほど課長の佐久間から説明の通り進め、令和7年4月1日に条例施行を予定しております。よろしく願いいたします。

議長：武田委員長

はい。ありがとうございます。その他、何かございますか。我々の検討委員会は、これが最後の機会になると思えますが、よろしいでしょうか。北村委員もよろしいでしょうか。

それでは以上で本日の議事を終了いたします。これをもちまして議長の役目を終わらせていただきます。

今年3月の第1回検討委員会から本日の検討委員会まで、非常に活発な議論をいただきました。本当にありがとうございました。これも皆様の御協力の賜物であり、感謝申し上げます。今後は、先ほど説明のあった手続きを経て、予定通り来年の4月に本条例が施行され、県民の方々にそれぞれの立場から福島県の防災に御協力いただき、それが県民を守るということにつながっていけばと思っております。また、いろ

んな意味で今後も委員の皆様の御支援・御協力が必要になる場面もあると思います。どうかその際には、我々が作り上げた条例をしっかりと育て、応援していただきたいと思います。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。私も皆様と同様、しっかりと協力・支援していきたいと思います。それでは事務局に進行をお返しいたします。

事務局：災害対策課 佐久間課長

改めまして、皆様には半年以上の間、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。我々ではなかなか気づかない御意見を、かなり深いところまで頂戴しまして、条例の内容が充実したのではないかと感じております。先ほど説明させていただきました事務手続によりまして、条例として上程をしていきたいと思っております。この条例、現在は、これがベストはあるかもしれませんが、今後時代の変遷とともに変わっていくこともあります。その際には、皆様の御意見を頂ければなと思っております。我々は、地域防災計画及びこの防災基本条例を基に改めて「防災に強い福島県づくり、県民一人一人の命を守るような防災対策」に取り組んでいきたいと思っております。引き続き皆様の御協力よろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

事務局：災害対策課 渡邊主幹

それでは以上をもちまして、本日の検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(第4回福島県防災基本条例(仮称)検討委員会終了)